

認定番号	01P-094-07
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	株式会社 長谷エコーポレーション
作業所名	(仮称)座間市相武台二丁目計画 新築工事 作業所
作業所所在地	神奈川県座間市相武台 2-13
工期(自)～(至)	2016年10月31日～2018年10月18日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	住宅
工事概要 (120字以内)	鉄筋コンクリート造、地上15階、225戸、共同住宅、敷地面積 8441.61 m ² 、建築面積 2100.11 m ² 、延べ床面積 18432.71 m ²

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
- ②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



躯体工事の高温・多湿低減させる設備機器

高温・多湿対策として大型扇風機、送風機を各所設置している。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

- ① 飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



外部簡易休憩所に冷水器、自動販売機、休憩所内に熱中飴、冷蔵庫に OS-1 を常備し、熱中症対策及び外気温影響緩和対策としている

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



- ・空調服対応、WBGT 指数を定期時間でお知らせし、注意喚起を促す
- ・空調服は服に付いている小型ファンから外部の空気を取り入れ、体に大量の風を流す事により、汗が気化し、涼しく快適に作業できる。

空調服については、2014 年から毎年躯体関連会社を中心に協力会社に本社から貸与。
2014 年 約 2000 着、2015 年 約 1500 着、2016 年 約 1800 着、2017 年 約 2000 着

- ・熱中症対策として各自休憩時間の調整をし、外気温等の影響緩和を行っている。

通常時 10:00～10:30 ⇒10:00～10:45
12:00～13:00 ⇒12:00～13:00 14:00～14:15
15:00～15:30 ⇒15:00～15:45

- ・また熱中症対策グッズとして現場よりクールネックスカットを支給しました。

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



通行しやすいように整理整頓を行い、廊下部分の作業通路を確保している

■施策(二)



作業場所と作業動線の区画をオレンジネットにて明確に作業空間を確保している

■施策(三)



仮囲い上部に防犯カメラを設置し、盗難防止対策を講じている。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



昇降階段と1階廊下側に通路照明を設置し、暗くなっても安全に通行しやすい環境を整えている。

■施策(二)



場内鉄板敷き部分は粉じん飛散しないよう定期的に散水を行い粉じん対策を行っている。

■施策(三)



エアークンプレッサーによる粉じん除去を行い、衛生環境を整えている。

【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

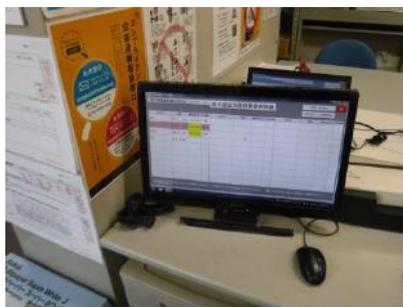
②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



先組ヤードを設置し、鉄筋の先組による労務省力化を図っている。

■施策(二)



タッチパネルから施工図をすぐ出力できるように対応している。

■施策(三)



作業用台車を利用できるように躯体の段差をスロープを作成し、重量物運搬の負担を軽減している。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



夏の熱中症対策として、スポーツ飲料の粉末や飲料水を隔週で配布し、心身の負担軽減を行っている。

■施策(二)



トイレユニットにエアコンを設置し、夏場・冬場快適な空間を作っている。

■施策(三)



女性に配慮したスペース(なでしこルーム)を設置、女性の方が気楽に過ごせる環境を整えている。

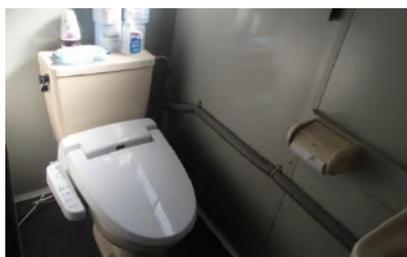
【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



- 1.洋式便座
- 2.水洗機能
- 3.臭い逆流防止機能
- 4.容易に開かない施錠機能
- 5.照明設備
- 6.荷物置き場等設備
- 7.男女別の明確な表示
- 8.入り口の目隠し設置
- 9.サニタリーボックス
- 10.鏡付き洗面台
- 11.便座除菌シート等衛生用品

以上すべてを満たしています

トイレは男女別とし、女性も気軽にできる空間作りをしている。

また、洗浄便座・洗面所設置及びエアコンを設置している。

※清掃当番を決め、毎日清掃し清潔に管理しています。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》
冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



休憩所には、エアコンを設置し、夏は冷房、冬は暖房の対応をしている
作業員さんには鍵付のロッカーを貸出しを行っている。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



分煙対策として仮設休憩所外部に喫煙場所を設置し、
作業員さんが多くコミュニケーションをとれるように大きいスペースを提供している。

【審査項目⑪】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



シャワールームを設置している。



健康管理用うがい薬を設置している。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

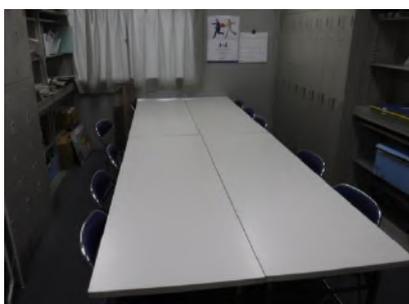
①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



健康保持のために仮眠室を設置している。

■施策(二)



打合せ室・談話室を設けコミュニケーションを図っている。

■施策(三)



衛生設備として、雨合羽乾かしスペースを設けている。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機・乾燥機を用意している

■施策(二)



売店を設置している

■施策(三)



洗面所に温水設備を設置している。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



更衣室を完備している。

■施策(五)



休憩所に鍵付ロッカーを設置している。

■施策(六)

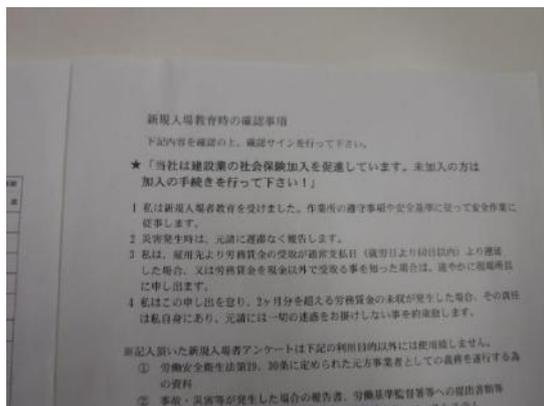


バイク置場を設け駐車場との区画を行っている。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください

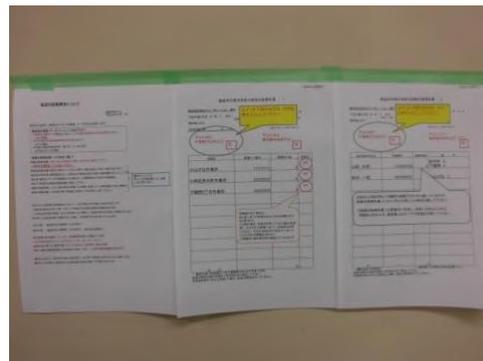
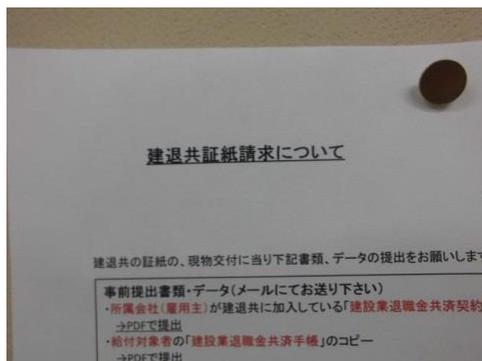
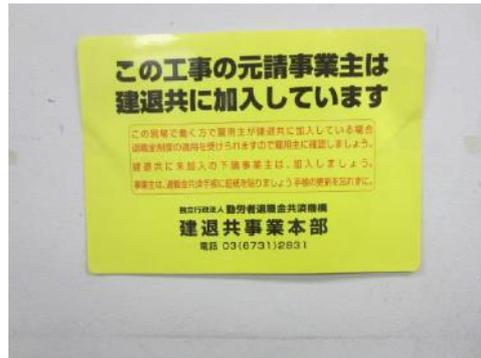


ポスター掲示、社会保険加入の促進説明を新規入場者教育で行っている。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
③加入周知の方法、
について、ご記載ください



※購買管理部で一括して取り扱っておりますが、現場としても周知を行っています。

【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

① 具体的な数値目標

- ・年間時間外労働時間上限の設定 : 450時間
- ・3ヶ月時間外労働時間上限の設定 : 130時間
- ・協力会社に対しても啓蒙している

② 取り組み方法

- ・一斉閉所日の実施(年間5日、土曜日を現場一斉閉所)
- ・全社早帰りDAYの実施
- ・上席から積極的に早期時間帯での退社を促し、部下の残業削減に努めている

③ 達成度

- ・一斉閉所日の完全実施。
- ・早帰りDAY・NO残業DAY実施により、時間外労働時間の削減になった。
- ・休日では心身共にリフレッシュできた。

【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》
 4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)
 ※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

・着工日が平成28年12月1日以前の場合

→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
平成28年 12月	6	9	4(日)、11(日)、17(土)、18(日)、23(金)、25(日)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年 1月	7	11	1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、5(木)、8(日)、9(月)、14(土)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
3月	6	6	5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、20(月)、26(日)
4月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、29(土)、30(日)
5月	6	8	3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	6	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、24(土)、25(日)
7月	7	7	2(日)、9(日)、15(土)、16(日)、17(月)、23(日)、30(日)
8月	6	12	6(日)、11(金)、12(土)、13(日)、14(月)、15(火)、16(水)、17(木)、18(金)、19(土)、20(日)、27(日)
9月	6	7	3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、18(月)、23(土)、24(日)
10月	7	7	1(日)、7(土)、8(日)、9(月)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	7	3(金)、4(土)、5(日)、12(日)、19(日)、23(木)、26(日)
12月	7	8	3(日)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)、29(金)、30(土)、31(日)
平成30年 1月	6	11	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、8(月)、14(日)、21(日)、28(日)

【審査項目⑱】 ≪長時間労働の是正≫

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①具体的な数値目標

・年4日間の有給休暇取得促進(年により変更あり)

②取組方法

・年初めに有給休暇日を設定し、仕事の調整を行う。

③達成度

・予定有給休暇日、完全実施

■施策(二)

①具体的な数値目標

・6日間の計画年休取得(年末年始、夏季休暇)

②取組方法

・工程の調整を行う。

③達成度

・計画年休、完全実施

■施策(三)

①具体的な数値目標

・早帰りDAYを設置

②取組方法

・予定を入れて目標に達成するために仕事量の調整を行う。

③達成度

・早帰りDAY設置日の完全実施

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



安全管理部を招いて、作業員・所員の足場組立等の特別講習会を実施して、啓蒙活動に努めた

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



安全・品質表彰を行い、作業員のモチベーションアップにつなげた。

■施策(二)



職長による近隣クリーン活動、パトロールを実施して、環境改善を行った。

■施策(三)

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



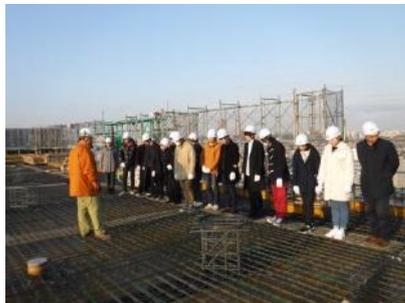
仮囲いに完成パースを掲示し建物イメージアップを図る

■施策(二)



作業所にて、安全大会開き、作業員間のコミュニケーションを図った

■施策(三)



大学生の現場見学会を開き、職方さんとの交流や職員とのコミュニケーションを図り、建設業のイメージアップにつなげた。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	0
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 11

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	2
㉑	最大3	3

合計 Y: 25

総合計: 36

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・⑦(一):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
→項目②として加点しました。
- ・⑦(二)(三):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
→項目⑫として加点しました。